

令和5年度「適合証明技術者業務講習」受講案内（対面講習）

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催：一般社団法人福島県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士

日時・会場 令和5年8月23日（水）13:00～17:00（受付開始12:30）
福島県建設センター2階会議室（福島市五月町4-25）

受講料 15,400円（税込・テキスト代を含む、登録料は別途必要）
テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和5年度改訂版』

時間割

13:00～13:10 (10分)	あいさつ	建築士事務所 協会役員等
13:10～16:30 (200分、 休憩を含む)	適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンション、既存住宅状況調査結果活用、フラット35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤事例・Q&A、適合証明業務システム など	映像講習 (住宅金融支援機構)
16:40～17:00 (20分)	理解度確認チェック	

C P D 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3単位）。

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。
3. 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和5年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室の場合も同様です。
6. 「登録証明書」は、3月以降、登録機関から登録開設者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。